

★★両立支援に関する基本方針★★

仕事と家庭の両立支援のため、充実したサポート制度、育児関係制度や職場環境改善に取り組む。

1・育児休業制度

1才未満の子を養育する男女職員には、育児休暇制度を実施。

2・育児のための勤務時間短縮等の措置

3才未満又は小学校就学前の始期に達する子を養育する者は、育児のための勤務時間の短縮及び所定休憩時間の他に1日2回それぞれ30分の育児時間制度を実施。

3・時間外勤務の制限

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は子を介護する職員がその子を養育又は介護するため病院は、制限時間（1ヶ月24時間・1年150時間内）を越えて労働時間を延長しない旨の制度を実施。

4・深夜業の制限

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は子を介護する職員がその子を養育又は介護するために病院は、午後10時～午前5時（深夜）において労働させない旨の制度を実施。

5・時間外勤務及び休日勤務の免除

1才未満の子を養育する職員で、育児休業を取得しない期間においては、時間外勤務及び休日勤務を免除する旨の制度を実施。

6・産前及び産後休暇制度

産前・産後の女子職員に対し、次の期間の休暇を与える。

（1）産前休暇

出産予定日よりさかのぼり6週間（多胎妊娠の場合は14週間）の期間

（2）産後休暇

出産日の翌日より起算して8週間

7・妊娠中の女子職員の就業

妊娠中の女子職員から申し出があった場合は、他の軽易な業務に就かせる事がある旨の制度を実施。

8・子の介護休暇

子が負傷・疾病又は身体上もしくは精神の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にあった場合は、連続する3ヶ月の範囲において介護休業を与える事ができる旨の制度を実施。

9・介護短縮時間勤務制度

子を介護する職員は、3ヶ月の範囲において介護短縮時間勤務（2時間を限度）を受けられる旨の制度を実施。

10・その他の両立支援制度

- (1) 院内24時間保育利用制度
- (2) 母子職員に対する母子住宅提供制度

11・支援体制

出産時保険給付制度（出産手当金、出産育児一時金、社会保険料免除、育児休業基本給付金、育児休業者職場復帰給付金等）の周知を図ることで、両立支援に対する病院の姿勢を広く広報する。

上記の通り、次世代育成支援対策として基本方針を策定し、計画を実施していきます。又、職員への周知徹底を行っていきます。

平成22年4月1日

行 動 計 画

医療法人社団 一心会

初 富 保 健 病 院

初富保健病院は、子育てを行う労働者が多く、育児をしながら働きやすい雇用環境の整備についてのニーズが高いことから、育児などを理由に優秀な人材が退職することを防ぎ、人材の定着を目指すため、仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備に取り組みます。

初富保健病院行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることにより、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう、又、地域の子供達が将来の職業を幅広く選択できるように支援するために、次のように行動計画を策定する。

1・計画期間 2015年4月1日から2020年3月31日迄の5年間

2・内容

目標Ⅰ 計画期間内に男性職員の育児休業取得状況を次の水準以上にする。
・年に三人以上取得すること

<対策>

★2015年4月から 対象労働者に制度の詳細な説明を行う

★2015年4月から ホームページ・院内報等を活用した
周知・啓蒙の実施

目標Ⅱ 計画期間内に看護休暇の取得状況を次の水準以上にする。
・看護休暇取得率を4割以上とする。

<対策>

★2015年4月から 対象労働者に制度の詳細な説明
関する検討開始

★2015年4月から 管理職を対象とした研修の実施

目標Ⅲ 計画期間内に病児保育を実施する。

<対策>

- ★2015年4月から 労働者の具体的ニーズの調査、制度の詳細に関する検討開始
- ★2015年4月から スタッフの充実をはかる。(人員の採用) スタッフを対象にした研修を実施

目標Ⅳ 計画期間内に短時間正社員制度を定着させる。

・短時間正社員の人数を10名以上にする。

<対策>

- ★2015年4月から 対象労働者に制度の詳細な説明
- ★2015年4月から 管理職を対象とした研修を実施

目標Ⅴ 計画期間内に高校生・中学生・小学生のインターシップや体験学習等の受け入れ人数を次の水準以上にする。

・年間30名以上の受け入れを行う。

<対策>

- ★2015年4月から 地域の学校等と連携を取る
- ★2015年度迄に 受け入れ担当者に対する研修を実施